

大学評価に係る公表の方針

2013（平成25）年3月21日
部 局 長 会 承 認

関係法令及び本学の「学校法人龍谷大学情報公開規程」並びに「情報公開規程に関する細則」に基づき、次のとおり大学評価に係る公表の方針を定める。

1 公表の基本姿勢

教育・研究等の質的水準の向上と本学の社会的使命の達成に資することを目的とする本学の大学評価の取り組みを、広く社会に公表することにより、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たす。

2 公表範囲

以下の範囲で公表することを原則とし、その詳細は全学大学評価会議が定める。

(1) 自己点検・評価制度に係る情報

自己点検・評価の実施結果である「自己点検・評価シート」を公表する。ただし、法人又は大学として守秘すべき事項は、公表の対象外とする。

(2) 教員活動自己点検に係る情報

制度概要や関連規程等、取り組み状況を公表する。自己研鑽を目的とする情報が含まれる、各教員の「教員活動自己点検シート」は、公表の対象外とする。

(3) 認証評価に係る情報

認証評価機関によって公表される情報も含め、認証評価受審から評価結果を受けるまでの情報全てを公表する。ただし、基礎データ、データ集（参考）において、個人に係るデータのうち保護すべき情報（年齢等）を含む表は、公表の対象外とする。

- ・点検・評価報告書
- ・基礎データ、データ集（参考）
- ・認証評価の評価結果（付記事項に関する認証評価機関の検証結果含む）

3 公表の方法

ホームページ等を通じて、広く社会に公表する。

以 上